

建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

入札・契約制度については、これまでも適宜見直しを行ってきましたが、受注機会の確保、事務負担の軽減、談合情報への対応の明確化・適正化などを図るため、以下のとおり見直しを行うこととしました。

1 業務委託の発注見通しの公表

建設工事に係る業務委託について、事業者が入札参加に向け計画的に実施体制を確保できるよう、四半期毎（必要に応じ毎月）に発注見通しを作成し公表します。
対象は、県が発注する100万円を超える調査、測量、設計等の業務委託とします。

（公表イメージ）

案件名	業種	業務箇所	入札方式	路線 河海名	業務 期間	業務概要	発注 予定時期	備 考
●●委託 （路線測量）	測量	●●市 ●●	指名競争入札	●●川	3か月	路線測量 L=●●m	第2四半 期	

・令和元年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、調査等の業務委託が法に広く位置づけられ、国の指針において発注見通しの作成及び公表に努めることとされています。

2 競争入札における一抜け方式の導入（同時発注の場合）

入札に参加しやすい環境を整備し、受注機会の確保や発注者及び入札参加者双方の事務負担の軽減を図るため、一定の条件を満たす複数の工事を同時に発注する場合、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を導入します。

（対象：以下の要件の全てを満たすものに適用が可能）

一般競争入札	指名競争入札
・同一の発注機関が発注 ・発注工種（建設業の種類）が同一 ・入札参加資格要件、総合評価の型式、評価項目が同一 ・公告から開札予定日までが同一 ・応札可能業者数が[20者+工事数]－1以上あること	・同一の発注機関が発注 ・発注工種（建設業の種類）が同一 ・等級別発注基準が同一 ・指名通知日、入札日及び開札予定日が同一 ・指名業者数が[規定の指名業者数+工事数]－1以上あること

※ 同時発注の場合、これまで1件の工事にしか入札に参加できなかった場合が、複数の工事の入札に参加できます。（複数の工事に対し同一の技術者で申請）
※ 一般競争入札では、同一の入札参加資格要件及び評価項目（総合評価）となることから、複数の工事に対し入札参加資格申請及び技術資料の提出は一つで済みます。

※ 入札参加者は、入札に参加する工事の選択も可能。（すべての工事に参加しても、特定の工事のみに参加してもよい。）

（一抜け方式のイメージ図：一般競争入札）

工事（その１） 開札順 １番目	工事（その２） 開札順 ２番目	工事（その３） 開札順 ３番目
技術テーマ A		

	工事（その１）	工事（その２）	工事（その３）
A社	１位 落札決定	３位 無効	１位 無効
B社	２位	１位 落札決定	３位 無効
C社	－	２位	２位 落札決定
D社	３位	－	４位

3 談合情報対応マニュアルの改正

談合情報への対応の明確化・適正化を図るため、他県の取扱いを参考に談合情報対応マニュアルの一部を見直します。

（主な改正内容）

- ・ 情報提供者の「連絡先」の定義を明確化するため、メールアドレスなどの具体例を追記します。
- ・ 寄せられた談合情報に対し、調査に値するか否かの判断をより適正に行えるよう、入札結果等を参照することができることとします。

4 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の端数調整単位の見直し

低入札価格調査制度における基準価格及び最低制限価格の端数調整単位は千円単位、予定価格は１万円単位となっており、端数調整の単位が異なっていることから、国の取扱いに合わせ、これを１万円単位に統一します。

5 施行日

令和３年４月１日